

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 農業水産課

番号 27

不利益処分の内容		許可の取消し、許可条件の変更又は行為の中止等の命令
根拠法令及び条項		海岸法第12条第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>(1) 海岸法第12条第2項第1号中「海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき」とは、例えば、海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設または改良（補修を含む。）のための工事の施行、主務大臣の直轄工事の施行、海岸法第10条第2項の国等の工事の施行、私人が海岸法第13条の海岸管理者の承認を受けてする工事の施行等のやむを得ない必要が生じた場合をいう。</p> <p>(2) 海岸法第12条第2項第2号中「海岸の保全上著しい支障が生じたとき」とは、例えば、占用又は行為の制限に係る許可に際しては、海岸の保全上支障がないかどうか検討し、許可することとなるが、その後の自然の状況の変化により海岸の保全に著しく支障を及ぼすおそれが生じた場合、また、侵食により海岸の地形が変化し、既に許可を受けて行っている土石の採取を継続すると海岸保全施設を崩壊させるおそれが生じた場合等をいう。</p> <p>(3) 海岸法第12条第2項第3号中「海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき」とは、例えば、道路を新設又は改良するために、既に許可を得て設置されている他の施設等を除去させる場合等をいう。</p>
	参考事項	海岸管理の理論と実務（編著：海岸法研究会、発行：大成出版社）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成24年12月10日最終変更）